

# 15-1 松山空港緊急計画

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 「松山空港緊急計画（以下「緊急計画」という。）」は、「国際民間航空条約第14附属書」に規定された国際標準及び勧告方式並びに同書に基づき策定された関係マニュアルに準拠するとともに、「松山空港機能管理規程（セイフティ編）（令和2年9月23日適用）」に基づき定めるものとし、松山空港（以下「空港内」という。）及びその周辺（以下「空港外」という。）において航空機事故が発生した場合に、当該事態の対応にあたり、関係各機関が実施すべき活動内容を定め、迅速かつ適切な対応によりその被害を最小限に留めることを目的とする。

### (適用)

- 第2条 この緊急計画は、第3条の航空機事故が発生した場合又は発生のおそれがある場合に、空港内及び空港外に所在する関係機関（以下「構成機関」という。）に適用される。ただし、この緊急計画に定める範囲外で航空機事故が発生した場合は、必要に応じて適用することを妨げない。
- 2 構成機関は、別紙1「松山空港緊急計画構成機関一覧表」のとおりとする。
  - 3 この緊急計画で定めた事項は、国土交通省航空局等が定める規定及び愛媛県等地方自治体が定める地域防災計画等並びに関係機関に個別に適用される法令、条例、規程並びに協定等が定める事項と可能な限り整合性を図るものとする。

### (航空機事故の種類)

- 第3条 この緊急計画において対象とする航空機事故の種類は、次のとおりとする。
- (1) 航空機事故（空港内）
  - (2) 航空機事故（空港外：陸上）
  - (3) 航空機事故（空港外：海上）
  - (4) 上記（1）から（3）に準じて対応すべきであると認められる事態

### (用語の定義)

第4条 この緊急計画において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

#### (1) 航空機事故

松山空港に離着陸する航空機が、空港内又は空港外において墜落、衝突

又は飛行中の火災若しくは駐機中の火災により、多数の死傷者が発生する事故をいう。

(2) グリッドマップ

消火救難及び救急医療活動等を迅速かつ適切に実施するため、空港内及び空港外に所在する施設の地理状況を格子（グリッド）状に区分して作成した地図をいう。

この緊急計画においては、国土交通省大阪航空局松山空港事務所（以下「空港事務所」という。）が作成する。

ア 「グリッドマップー松山空港」

滑走路、誘導路、エプロン、貯水槽、旅客ターミナルビル、貨物ターミナルビル及び消防庁舎並びに緊急ゲート等

イ 「グリッドマップー松山空港周辺」

幹線道路、河川、鉄道、病院、学校、消防署、警察署及び県庁並びに市役所等

(3) 空港内

「グリッドマップー松山空港」において、赤色の実線で標示する制限区域の範囲内及びその直近をいう。

(4) 空港外

「グリッドマップー松山空港周辺」で標示する区域とし、空港内を除く、松山空港の標点から概ね半径9キロメートル圏内の範囲をいう。

(5) 制限区域

「空港管理規則（昭和27年7月3日付運輸省令第44号）第5条」に基づき、国土交通省大阪航空局松山空港事務所長（以下「空港長」という。）が表示する区域をいう。

空港管理規則第5条(制限区域)抜粋

第5条 滑走路その他の離着陸区域、誘導路、エプロン、管制塔、格納庫その他空港事務所長が標示する制限区域には、左に掲げる者を除き、立ち入ってはならない。

- 一 その場に立ち入ることについて空港事務所長の承認を受けた者
- 二 航空機に乗降する航空機乗組員及び旅客

(6) 事故応急対策本部

航空機事故が発生した場合又は発生のおそれがある場合に、初期の対応にあたり、国土交通省航空局の現地対策本部として、空港長が設置する対

策本部をいう。

(7) 合同対策本部

航空機事故の対応にあたり、関係する機関が合同で全ての情報を集約し、消火救難及び救急医療活動、災害派遣要請、航行不能航空機の撤去、事故調査、広報活動及びその他必要と認められる事項について調整を図り、決定するため、空港長が設置する対策本部をいう。

(8) 現地情報収集室

合同対策本部構成機関以外の構成機関が、合同対策本部より必要な情報を収集するため、空港長が設置するものをいう。

(9) 現場合同指揮所

航空機事故の対応にあたり、各構成機関が実施する現場活動を合同で指揮するとともにその状況を集約し、合同対策本部への報告と必要な情報を求めるため、空港長が設置する指揮所をいう。

(10) 緊急ゲート

航空機事故の対応にあたり、各構成機関が制限区域内に立入る場合に使用するゲートをいう。

(11) 陸上交通規制区域

航空機事故が発生した場合に、愛媛県警察が、警戒警備及び治安維持のため、航空機事故発生場所（以下「事故現場」という。）に通じる主要な交差点及び公共用道路（空港管理区域を含む）等の交通を規制する区域をいう。

(12) 海上における船舶交通の制限等

空港外の海上において航空機事故が発生した場合に、海上保安庁第六管区海上保安本部松山海上保安部（以下「松山海上保安部」という。）が、海上における消火救難活動等を円滑に実施するため、事故現場付近を航行する船舶等の交通を制限することをいう。

(13) 現場指揮者

空港内において航空機事故が発生した場合に、空港消防を指揮する者をいう。

(14) 松山空港消火救難隊

空港内において航空機事故が発生した場合に、空港消防及び消防機関等が実施する消火救難及び救急医療活動等を支援するため、空港事務所及び空港関連事業所の職員で編成される組織をいう。

(15) 消火救難活動

航空機事故の対応にあたり、人命救助を目的として実施する消火及び救助活動をいう。

(16) 空港消防

航空法等関係法令に基づき空港に設置する消火救難設備を運用する空港事務所及び空港消防業務請負者が行う消火救難活動並びにその組織の総称をいう。

- (17) DMAT (Disaster Medical Assistance Team:災害派遣医療チーム)  
大規模災害時や事故などの被災地に迅速に駆けつけ、急性期(概ね48時間以内)に活動できる機動性を有し、専門的な訓練を受けた医療チームをいう。
- (18) 医療救護班  
愛媛県等地方自治体が定める地域防災計画に基づき、各医療機関等の医師及び看護師等で編成され、空港長又は愛媛県の要請により事故現場に派遣される医療チームをいう。
- (19) 遺体安置場所  
死者が発生した場合に、事故現場又は仮遺体安置場所から遺体を搬送し、医療機関及び愛媛県警察による検視、身元確認及び遺族等への引き渡しを行う施設をいう。
- (20) 仮遺体安置場所  
死者が発生した場合に、遺体安置場所に搬送するまでの間、事故現場付近又は空港内の適した施設に一時的に遺体を安置する場所をいう。
- (21) 医療救護班緊急出動合流地点  
航空機事故が発生した場合に、医療救護班が、警察車両の先導により迅速に事故現場に参集することができるように、前もって指定される合流場所をいう。
- (22) 搭乗者陸揚げ地点  
空港外の海上において航空機事故が発生した場合に、松山海上保安部等によって救助された搭乗者を集結させる場所をいう。

## 第2章 即応体制の整備

### (相互援助協定の締結)

第5条 空港長は、航空機事故が発生した場合に、消火救難及び救急医療活動等を迅速かつ適切に実施するため、前もって、空港内及び空港外を管轄する消防機関の長、医療機関の代表者及び空港内事業所の代表者と相互援助協定を締結する。

【別添1「松山空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定」】

【別添2「松山空港医療救護活動に関する協定書」】

【別添3「松山空港の消火救難活動に関する協定書」】

### (松山空港消火救難隊の編成及び活動)

第6条 空港事務所及び空港関連事業所は、空港内及び空港外で航空機事故が発生した場合に、消防機関等が実施する消火救難及び救急医療活動を支援するため、松山空港消火救難隊（以下「消火救難隊」という。）を編成する。

2 消火救難隊の活動は、別途定める業務要領に基づくものとする。

【別添4「松山空港消火救難隊業務要領」】

### (通報体制の確立)

第7条 空港長は、航空機事故が発生した場合は、各構成機関へ迅速かつ適切に通報するため、緊急連絡系統図を作成し、各構成機関へ配布する。

2 空港長は、前項にあたり、次の事項に留意し、各構成機関と調整を図るものとする。

- (1) 緊急連絡系統図に記載される各構成機関の連絡先は、土、日曜日及び祝日を問わず常に通報可能なものとし、昼間及び夜間の時間帯ごとに記載する。
- (2) 各構成機関は、連絡先を変更した場合は、空港事務所へ連絡する。
- (3) 空港事務所は、上記(2)について連絡を受けたならば、緊急連絡系統図を修正し、各構成機関へ配布する。
- (4) 各構成機関は、緊急連絡系統図に明記する連絡先について、可能な限り「災害時優先電話」とするなど、災害時に通報が可能な体制を構築できるように努めるものとする。

3 空港長は、空港内及び空港外において航空機事故が発生するおそれがある場合は、必要に応じて、以下の構成機関に対し、出動要請又は事前の通報として情報提供を実施する。

(1) 出動要請又は情報提供

- ア 松山市消防局（以下「松山消防」という。）
- イ 伊予消防等事務組合消防本部（以下「伊予消防」という。）
- ウ 愛媛県警察

(2) 情報提供

- ア 愛媛県（防災危機管理課・消防防災安全課・医療対策課）
- イ 松山海上保安部
- ウ 防衛省陸上自衛隊第14旅団中部方面特科隊（以下「中部方面特科隊」という。）

※空港内又は空港外の陸上において航空機事故が発生するおそれがある場合に限る。

- エ 防衛省海上自衛隊呉地方総監部（以下「呉地方総監部」という。）

※空港外の海上において航空機事故が発生するおそれがある場合に限る。

- オ その他必要と認められた構成機関

4 前項にあたり、空港事務所より情報提供を受けた構成機関は、必要に応じて、出動できる体制を執るものとする。

【別添5「松山空港緊急連絡系統図」】

【別添6「松山空港事務所と愛媛県警察との直通電話の運用に関する申し合わせ」】

【別添7「松山空港事務所と松山市消防局との直通電話運用に関する申し合わせ」】

（空港内及び空港外のグリッドマップ）

第8条 空港長は、航空機事故の発生に備え、消火救難及び救急医療活動等を迅速かつ適切に実施するため、グリッドマップを作成し、各構成機関に配布する。

【別図1「グリッドマップー松山空港」】

【別図2「グリッドマップー松山空港周辺」】

（訓練の実施及び評価）

第9条 空港事務所は、各構成機関と連携し、空港内又は空港外において航空機事故が発生した場合を想定し、次の訓練を計画し実施する。

(1) 図上訓練

空港事務所及び各構成機関が実施すべき活動について、机上で訓練する。

図上訓練は、少なくとも半年ごとに一度実施する。

(2) 総合訓練

主として、空港内において航空機事故が発生した場合を想定し、緊急通

報、消火救難及び救急医療活動並びに後方搬送に至る一連の活動を総合的に訓練する。

総合訓練は、原則として、隔年ごとに一度実施する。ただし、総合訓練を実施しなかった場合は、翌年に実施するものとする。

(3) 部分訓練

総合訓練実施後、課題とされた事項の解消を図るため、必要と認められる事項について、部分的に訓練する。

部分訓練は、総合訓練を実施した年の翌年に実施する。

2 前項に掲げる訓練の項目は次のとおりとし、図上訓練及び部分訓練の実施にあたっては、一部を抜粋して実施する。

(1) 現場実働訓練

- ア 初動出動訓練（空港消防・消火救難隊・各構成機関）
- イ 事故現場への誘導訓練
- ウ 消火救難活動訓練
- エ 自力脱出者避難誘導訓練
- オ 担架搬送訓練
- カ 応急救護所等設営訓練
- キ トリアージ（負傷者選別）訓練
- ク 応急救護訓練
- ケ 後方搬送訓練（救急車両等・ヘリコプター）
- コ 事故現場付近の警戒・警備訓練
- サ 現場合同指揮所設置・参集・運用訓練
- シ 搭乗者陸揚げ訓練

(2) 対策本部運用訓練

- ア 事故応急対策本部参集・設置訓練
- イ 合同対策本部参集・設置訓練
- ウ 現地連絡調整室参集・設置訓練
- エ 合同対策本部等運用訓練

3 空港事務所及び各構成機関は、前項に基づき実施した訓練について、「松山空港緊急時対応計画検討委員会」において評価する。

(消火救難体制等の情報共有)

第 10 条 空港長は、空港内及び空港外の消火救難体制を把握し、情報の共有を図るものとする。

2 空港長は、空港外に所在する後方医療機関の体制を把握し、情報の共有を図るものとする。

### 第3章 航空機事故の対応

(事故応急対策本部の設置及び運用)

第11条 空港長は、航空機事故が発生した場合又は発生のおそれがある場合は、空港事務所危機管理室に事故応急対策本部を設置する。

事故応急対策本部の構成は、別途定める空港事務所の規定に基づくものとする。

2 事故応急対策本部及び第12条に定める合同対策本部の本部長は、空港長とする。ただし、空港長が不在又はその職務に支障がある場合は、代行者がその職務を行う。代行者は、空港事務所の職員とし、以下に掲げる者とする。

- 第1順位 総務課長
- 第2順位 前任航空管制運航情報官
- 第3順位 前任航空管制技術官
- 第4順位 前任航空管制官
- 第5順位 環境・地域振興課長
- 第6順位 前任施設運用管理官

3 前項にあたり、代行者が不在又はその職務に支障がある場合は、その他の空港事務所職員が一時的にその職務を代行する。

(合同対策本部の設置及び運用)

第12条 空港長は、事故応急対策本部を設置後、空港事務所危機管理室に合同対策本部を設置し、事故応急対策本部の運用について、合同対策本部へ移行する。

合同対策本部及び第13条に定める現地情報収集室並びに第14条に定める現場合同指揮所の構成は、別途定めるものとする。

(現場情報収集室の設置及び運用)

第13条 空港長は、航空機事故が発生した場合又は発生のおそれがある場合は、空港事務所会議室に現地収集室を設置し、空港事務所職員を派遣する。

各構成機関は、必要に応じて、現地情報収集室を派遣して、情報収集にあたらせるものとする。

(現場合同指揮所の設置及び運用)

第14条 空港長は、空港内において航空機事故が発生した場合は、現場指揮者に対し、現場合同指揮所の設置及び運用を指示する。

この緊急計画においては、現場指揮者は、空港事務所主任保安専門官とし、主任保安専門官が不在又は職務に支障がある場合は、保安専門官がその職務を代行する。



(消火救難活動等の指揮)

第 15 条 現場指揮者は、空港内において航空機事故が発生した場合は、初期段階における消火救難活動等を指揮するとともに、事故現場付近に現場合同指揮所を設置する。

2 現場指揮者は、現場合同指揮所を設置後、松山消防の現場最高責任者へ指揮権を移譲するとともに、現場活動における構成機関間の総合調整、合同指揮及び情報集約を図るものとする。

3 空港外の陸上において航空機事故が発生した場合は、当該事故現場を管轄する消防機関が、消火救難活動等を指揮するものとする。

4 空港外の海上において航空機事故が発生した場合は、松山海上保安部が中心となって消火救難活動等を実施し、搭乗者陸揚げ地点等における救急医療活動については、松山消防が指揮するものとする。

(空港事務所職員の現地派遣)

第 16 条 空港長は、空港外の陸上において航空機事故が発生した場合は、情報収集及び連絡調整を図るため、可能な限り、事故現場に空港事務所職員を派遣する。

2 空港長は、空港外の海上において航空機事故が発生した場合は、情報収集及び連絡調整を図るため、可能な限り、松山海上保安部又は搭乗者陸揚げ地点に空港事務所職員を派遣する。

(通信手段の確保)

第 17 条 空港長は、第 11 条から第 13 条に定める対策本部等の設置及び運用にあたり、前もって、通信手段の確保に努める。

2 通信事業者は、空港内及び空港外において航空機事故が発生した場合は、可能な限り、速やかに事故現場に参集し、通信機器の設置に努めるものとする。

(情報管理)

第 18 条 空港事務所及び各構成機関は、航空機事故の対応にあたり、第 11 条から第 16 条に定めるところにより収集した情報について、情報の錯綜又は不足により消火救難及び救急医療活動等に支障を及ぼすことがないように、迅速かつ適切な情報の集約及び共有に努めるものとする。

(松山空港制限区域内への立入り制限)

第 19 条 空港長は、空港内及び空港外において航空機事故が発生した場合は、迅速かつ適切に対応するため、原則として、この緊急計画の適用を受ける構成機関を除き、松山空港制限区域内への立入りを制限するものとする。

ただし、当該事態の対応にあたり必要と認められる場合は、この限りではない。

(緊急ゲートの指定)

第 20 条 空港長は、10番ゲートを各構成機関が松山空港制限区域内へ立入るために使用する緊急ゲートとして指定し、必要に応じて、その他のゲートを指定する。

(陸上交通規制区域の設定及び規制)

第 21 条 愛媛県警察は、空港内及び空港外において航空機事故が発生した場合は、必要に応じて、事故現場に通じる主要な交差点(以下「交通規制ポイント」という。)に警察官を配置し、陸上交通規制区域を設定する。

2 愛媛県警察は、前項にあたり、構成機関に所属する者及び車両等を除き、原則として、陸上交通規制区域内への通行を規制するものとする。ただし、当該事態の対応にあたり必要と認められる場合は、この限りではない。

(陸上交通規制区域内への通行)

第 22 条 空港長は、空港事務所職員及び各構成機関に所属する者並びに車両等が、迅速に陸上交通規制区域内を通行することができるように、その通行方法について、愛媛県警察と調整を図るものとする。

2 空港事務所職員及び各構成機関に所属する者は、陸上交通規制区域内の通行にあたり交通規制ポイントに配置された警察官に対し、自身の身分を証明するものとする。なお、緊急車両に乗車する者においてはこの限りではない。

3 愛媛県警察は、前項にあたり、身分を確認したならば、一般車両による渋滞等を考慮して、可能な限り、速やかに通行させるものとする。

4 陸上交通規制区域内の通行にあたっては、緊急走行の有無にかかわらず、可能な限り安全な方法で進行するものとする。

(海上における船舶交通の制限等)

第 23 条 松山海上保安部は、空港外の海上において航空機事故が発生した場合は、当該海域の船舶の安全を確保するため、必要に応じて、船舶交通の制限等にかかる所用の措置を講ずる。ただし、消火救難及び救急医療活動にあたる船舶はこの限りではない。

(構成機関集合場所)

第 24 条 航空機事故が発生した場合の各構成機関の集合場所は、対策本部にあっては、空港事務所危機管理室及び会議室とし、事故現場にあっては、次のとおりとする。

- (1) 空港内又は空港外の近傍において航空機事故が発生した場合は、第 20 条において指定された緊急ゲートに集合するものとする。
- (2) 空港外の陸上において航空機事故が発生した場合は、当該事故現場付近の交通規制ポイントに集合するものとする。
- (3) 空港外の海上において航空機事故が発生した場合は、搭乗者陸揚げ地点に集合するものとする。

(警察車両の先導による D M A T 及び医療救護班の緊急出動)

第 25 条 愛媛県警察は、D M A T 及び医療救護班が迅速かつ適切に事故現場へ出動することができるように、可能な限り、DMAT の所属する医療機関及び医療救護班緊急出動合流地点並びに合同対策本部が指定する場所に警察車両を配置し、事故現場まで先導するものとする。

(医療救護班緊急出動合流地点の指定)

第 26 条 空港長は、医療救護班が、迅速かつ適切に事故現場に出動することができるように、愛媛県警察及び関係機関と協議し、医療救護班緊急出動合流地点を指定するものとする。

(搭乗者陸揚げ地点の指定)

第 27 条 空港長は、空港外の海上において航空機事故が発生した場合に、迅速かつ適切に救助及び搬送活動を実施するため、構成機関等と協議し、搭乗者陸揚げ地点を指定するものとする。

(災害派遣要請)

第 28 条 空港長は、航空機事故の対応にあたり、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合は、自衛隊法第 83 条第 1 項並びに自衛隊法施行令第 105 条及び第 106 条等に基づき、陸上自衛隊松山駐屯地司令（中部方面特科隊長）又は海上自衛隊呉地方総監へ災害派遣を要請する。

- 2 空港長は、前項の実施にあたっては、次の事項を明らかにし、原則として、別紙 2-1「自衛隊災害派遣要請書（松山駐屯地司令）」又は別紙 2-1「自衛隊災害派遣要請書（呉地方総監）」により、書面で要請する。

- (1) 災害の情况及び派遣を要請する事由
  - (2) 派遣を必要とする期間
  - (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
  - (4) その他参考となるべき事項
- 3 空港長は、前項にあたり事態が急迫している場合は、口頭又は電信若しくは電話により要請することができる。ただし、その場合は、事後において速やかに、前項に定める書面を提出する。
  - 4 空港長は、自衛隊法第 83 条第 2 項に基づき、中部方面特科隊が自主派遣により災害派遣を実施する場合は、派遣部隊の長と協力して事態に対応するものとする。
  - 5 空港長は、航空機事故の対応が収拾したならば、各構成機関の代表者及び中部方面特科隊の派遣部隊の長又は呉地方総監部の派遣部隊の長と協議し、別紙 3-1「自衛隊災害派遣撤収要請書（松山駐屯地指令）」又は別紙 3-2「自衛隊災害派遣撤収要請書（呉地方総監）」により、書面で災害派遣の撤収を要請する。
  - 6 空港長は、空港外の海上で発生した航空機事故の対応にあたり、災害派遣を要請する場合は、松山海上保安部長と調整し、必要に応じて、海上自衛隊へ災害派遣を要請する。

(遺体安置場所の選定及び設置)

第 29 条 遺体安置場所の選定及び設置は、愛媛県等地方自治体が定める地域防災計画に基づくものとする。

(遺体の収容及び搬送)

- 第 30 条 空港長は、空港内において航空機事故が発生した場合は、遺体の収容及び搬送について、愛媛県警察に協力を要請する。
- 2 空港外の陸上において航空機事故が発生した場合は、事故現場を管轄する地方自治体の長は、遺体の収容及び搬送について、愛媛県警察に協力を要請する。
  - 3 空港長は、空港外の海上において航空機事故が発生した場合は、遺体の収容及び搬送について、海上保安庁及び愛媛県警察へ協力を要請するものとする。
  - 4 空港長は、遺体の収容及び搬送について、必要と認められる場合は、災害派遣要請の活動内容の一つとして、中部方面特科隊へ協力を要請するものとする。

(仮遺体安置場所の選定及び設置)

第 31 条 空港長は、空港内における航空機事故の対応にあたり、必要と認められる場合は、空港内の施設に仮遺体安置場所を設置するものとする。

仮遺体安置場所の選定は、愛媛県警察及び空港関連事業所と協議して決定する。

(国際線旅客の対応)

第 32 条 法務省高松出入国在留管理局松山出張所 (以下「入管松山出張所」という。)、財務省神戸税関松山税関支署 (以下「松山税関支署」という。) 及び厚生労働省広島検疫所松山出張所 (以下「検疫松山出張所」という。) は、空港内又は空港外において航空機事故が発生し、当該事故航空機が国際線就航航空機である場合は、所管する法令等に基づき適切に対応するため、必要に応じて、各構成機関に対し指示を行う。

2 空港関連事業所 (航空会社) は、前項にあたり、入管松山出張所、松山税関支署及び検疫松山出張所と協力して、当該事態の対応にあたるものとする。

3 当該事故航空機が国際線チャーター便である場合は、第 1 項及び第 2 項に準じて、各構成機関の協力により対応する。

(松山空港未就航航空会社による事故の対応)

第 33 条 松山空港未就航航空会社により航空機事故が発生した場合は、空港関連事業所 (航空会社) は、当該事態に対し、可能な限り協力して対応するものとする。

(航行不能航空機の撤去)

第 34 条 空港内又は空港外における航空機事故の対応にあたり実施する航行不能航空機の撤去作業は、原則として、当該事故航空機の運航者 (航空会社) 又は所有者が実施するものとする。ただし、当該事故航空機の運航者等が実施できない場合は、空港長が実施することができる。

(航空機事故現場の保存及び事故等調査の援助)

第 35 条 空港事務所及び愛媛県警察は、協力して事故現場の保存にあたるものとする。

2 空港事務所は、運輸安全委員会より事故等調査の援助要請があった場合は、事故等調査の援助を行う。

3 第 1 項及び第 2 項の実施にあたり、各構成機関は、空港事務所及び愛媛県警察が実施する活動に支障を及ぼすことがないように配慮するものとする。

(広報対応)

第 36 条 この緊急計画において、航空機事故の対応にあたり実施する広報は、原則として、空港事務所及び当該航空会社の広報担当者が実施するものとする。ただし、各構成機関の個別の対応に関わる事項については、この限りではない。

2 空港事務所及び当該航空会社の広報担当者は、広報の内容について、可能な限り調整を図り、情報の錯綜及び不一致の防止に努めるものとする。

(携行資料集の作成)

第 37 条 空港長は、第 11 条から第 36 条に定めるもののほか、事故の対応にあたり必要な情報を資料としてとりまとめ、「松山空港緊急計画携行資料集」を作成し、各構成機関へ配布する。

2 携行資料集の構成は、以下のとおりとする。

- (1) 携行資料集 第一部 (空港内)
- (2) 携行資料集 第二部 (空港外：陸上)
- (3) 携行資料集 第三部 (空港外：海上)

## 第4章 災害補償及び費用

### (災害補償制度)

第38条 この緊急計画において適用される災害補償は、以下に掲げる制度等に定めるところによるものとし、必要に応じて協議する。

- (1) 空港救急医療従事者障害補償制度
- (2) 松山空港医療救護活動に関する協定
- (3) 松山空港の消火救難活動に関する協定書
- (4) 労働者災害補償保険法
- (5) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律
- (6) 海上保安官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律
- (7) 災害対策基本法
- (8) 災害救助法
- (9) その他関係法令

### (費用の負担)

第39条 この緊急計画に基づく活動により支出した費用の負担については、空港事務所及び各構成機関において、その都度協議して決定する。

## 第5章 協議

(松山空港緊急時対応計画検討委員会における協議)

第40条 空港事務所は、この緊急計画の策定又は改正にあたり、「松山空港緊急時対応計画検討委員会」において、その有効性について協議し、必要に応じて、見直しを図るものとする。

【別添8 「松山空港緊急時対応計画検討委員会規約」】

(疑義)

第41条 空港長及び各構成機関の長は、この緊急計画に定めがない事項について疑義が生じた場合は、その都度協議し、疑義の解消に努めるものとする。